

記入例 物品小売業者

- ◎ 以下のいずれかの要件に該当する場合は、報告書の提出が必要です。
  - ① 1店舗の延床面積が500㎡以上
  - ② 京都市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上
 なお、①と②の両方に該当する場合は、チェーン店全体の報告書（総括票）と1店舗500㎡以上の報告書（個票）の両方が必要です。また、1店舗500㎡以上の店舗が複数ある場合は、全ての店舗分の報告書（個票）が必要です。
- ◎ 前年度の実績には、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの取組実績を記入してください。
- ◎ 今年度の計画には、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取組計画を記入してください。

報告書兼計画書（物品小売業者）

(宛先) 京 都 市 長	令和6年 ●●月 ●●日
提出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒604-0925 京都市中京区上本能寺前町●●番地	提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) (株)京都スーパー 代表取締役 減量太郎 電話 075-123-4567 担当者の氏名 総務部総務課 再生花子 電話 075-123-4568

○ 令和6年6月30日までに提出してください。

フランチャイズチェーン店の場合  
 ○ チェーン最上位の総本部の事業者名で提出してください。  
 ○ フランチャイズ契約等に基づく商号使用权に対するギャランティや、経営指導等の関係がない事業者は、同じグループに属していても、別の主体とします。  
 ○ 報告書の記入内容等について、本市職員が担当者の方に問合せをすることがありますので、報告書の作成を実際に担当される方の氏名、連絡先を記入してください。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。		
年 度	令和6 年 度	
提 出 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合 <input type="checkbox"/> 1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合	
名称、屋号又は商号	スーパー●●、フードストア▲▲、コンビニエンスショップ◆◆	
店 舗 等 の 数	5店舗	
床 面 積 の 合 計	3,456.7 平方メートル	
店 舗 等	名 称	所 在 地
	店舗一覧表 参照	

○ 合計3,000㎡以上のチェーン店は上に、1店舗が500㎡以上の個店は下にチェックしてください。  
 ○ 両方に該当する場合（合計3,000㎡以上のチェーン店があり、かつ1店舗が500㎡以上の個店が1つ以上ある。）⇒ チェーン店全体の報告書（総括票）には両方に、個店分の報告書（個票）には下にチェックしてください。

○ 店舗数は、令和6年4月1日現在で記入してください。  
 ○ チェーン店の場合は、京都市内の全店舗数を記入してください。

○ 店舗数が多い場合は、記入欄を追加するか、別紙に記入してください。（別紙の様式は任意です。各店舗の名称、所在地、延床面積を記入してください。）

取組項目	実施状況	
	前年度の実績	今年度の計画
1 購入者に対し、廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法の優先的な利用を促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市作成のステッカーを掲示し、マイバッグ持参をPR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
2 購入者に対し、再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するよう促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭で食品トレイ・牛乳パックの回収箱を設置</li> <li>衣料品を店頭回収(スーパー●●二条店)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> <li>回収箱の設置場所に食品トレイの回収量(月ごと)を掲示し、回収への協力を促す</li> </ul>
3 購入者に対し、レジ袋を有償により譲渡する取組(特定レジ袋を有償によらずに譲渡することを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定レジ袋を有料化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
4 購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数(レジ袋を必要とする場合に限る。)を確認する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>レジ袋の要否と枚数を店頭確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
5 廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜のはだか売り</li> <li>詰替え用商品の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
6 特定レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定レジ袋の有料化(バイオマス素材を30%配合、1枚5円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>

**【実施義務】** ごみになるものが少ないお買い物を消費者に促進するための取組です。(取組1、取組2のうち少なくともどちらか1つを行うこと。可能な場合はどちらも。)

- 店舗内でのPRの取組が該当します。店舗外のPRの取組は「12 上記以外の廃棄物の減量の取組」に記入してください。
- 京都市が作成・提案するPRツールを活用した取組も該当します。その場合は「京都市のポスターを活用しマイバッグ持参をPR」などと記入してください。

**【実施義務】** 資源物の回収を消費者に促進するための取組です。

- 店舗内でのPRの取組が該当します。店舗外のPRの取組は「12 上記以外の廃棄物の減量の取組」に記入してください。
- 京都市が作成・提案するPRツールを活用した取組も該当します。その場合は「京都市のポスターを活用し分別・リサイクルの徹底をPR」などと記入してください。

**チェーン店の場合、一部の店舗の優良取組は、取組内容と店舗名が分かるように記入してください。**

**【実施義務】** レジ袋の有料化、特定レジ袋\*の無償提供を確認する取組です。

- 国の省令改正により、令和2年7月1日から、全ての小売店で、レジ袋を有料化することが事業者様の義務となりました(有料化対象外とされたものを除く)。
- 有料化対象外とは、環境に配慮した旨の表示がある3種類のレジ袋のことで、特定レジ袋\*といいます。
  - ・バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋
  - ・海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
  - ・繰り返し使用が可能な厚手(厚さ50マイクロメートル以上)の買物袋
- 特定レジ袋を有料化している場合は「6 特定レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるよう努める取組」に記入してください。
- レジ袋を使用していない場合は、その旨を記入してください。

**【実施義務】** レジ袋の要否と必要枚数を確認する取組です。

- レジ袋を使用していない場合は、その旨を記入してください。

**【努力義務】** ごみになるものが少ない販売方法の実践と、そのPRの取組です。

**【努力義務】** 特定レジ袋の有料化、特定レジ袋辞退者へのポイント還元などを確認する取組です。

- 特定レジ袋を有料化している場合は、内容を詳細に記入してください。(例: バイオマス素材配合率30%など)
- 特定レジ袋を使用していない場合は、その旨を記入してください。

7	購入者に対し、レジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>レジ付近でエコバッグ、マイバスケットを販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
8	再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品トレイ、牛乳パック、衣料品を店頭回収</li> <li>「衣料品自主回収推奨店」のステッカーを掲示（スーパー●●二条店）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
9	食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の見切り販売を実施</li> <li>天候等の情報を活用した発注システムにより適正発注を実施</li> <li>季節商品の予約販売</li> <li>「京都市食べ残しゼロ推進店舗」の認定証を掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
10	自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることでできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイボトルでのコーヒー販売を開始、「マイボトル推奨店」のステッカーを掲示（コンビニエンスショップ◆◆五条店）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
11	使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望者に限り、割り箸、スプーンを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
12	上記以外の廃棄物の減量の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>月1回フードドライブを実施し、集まった食品をフードバンク団体に提供した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の取組を継続</li> </ul>
レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合		全店の平均 88パーセント	

【努力義務】レジ袋の使用を抑制するための取組です。  
○ レジ袋を使用していない場合は、その旨を記入してください。

【努力義務】店頭回収など資源物の分別・リサイクルの実践と、そのPRの取組です。  
○ 「衣料品自主回収推奨店」に登録されている店舗については、その旨を記入してください。PRを行っていることとなります。

【努力義務】食品の販売に伴う食品ロスの削減に向けた販売方法の実践と、そのPRの取組です。  
○ 食品を販売していない場合は、その旨を記入してください。  
○ 「京都市食べ残しゼロ推進店舗」に認定されている店舗については、その旨を記入してください。PRを行っていることとなります。  
○ 食品を販売していない場合は、その旨を記入してください。

【努力義務】飲料の販売に伴うマイボトル等への対応の実践と、そのPRの取組です。  
○ 「マイボトル推奨店」に登録されている店舗については、その旨を記入してください。PRを行っていることとなります。  
○ 飲料を販売していない場合は、その旨を記入してください。

【努力義務】食品の販売に伴う使い捨ての食器類（割り箸、スプーン、使い捨てのウェットティッシュなど）の提供を抑える取組です。  
○ 食品を販売していない場合は、その旨を記入してください。

利用客と事業者の協働でごみの減量を図る取組のうち、上記以外の取組を自由に記入してください。

○ 条例で定めたレジ袋辞退率に関する報告は、一定規模以上の物品小売業者の皆様に、必ず報告をいただく必要があるものです。  
なお、レジ袋と特定レジ袋（有償無償問わず）が報告対象となります。  
実測を基本としますが、独自の算出方法を定めている場合は、それによって計上してください。  
概算方法の例：(1 - 前年度3月のレジ袋使用枚数 ÷ 同月の購入客数) × 100  
⇒ マイナスになる場合は「0%」と記入してください。  
○ 独自の算出方法がなく、概算方法にもよりたい場合は、「把握できない理由」を報告書の欄外への記入や別紙（任意の様式）を添付してください。

注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。  
注2 床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全て

の店舗等の延床面積を合計した面積を、1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。

- 3 「購入者」とは、物品を購入し、又は購入しようとする者をいいます。
- 4 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。
- 5 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。
- 6 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。
- 7 「食品廃棄物等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいいます。

別紙

店舗一覧表

提出者の氏名 (法人にあつては、名称)  
**(株) 京都スーパー**  
担当者の氏名 **総務部総務課 再生花子**  
電話 **075-123-4568**

店舗等	名称	所在地	延床面積 (㎡)	500㎡以上
	スーパー●●一条店	京都市上京区.....	830.2	○
スーパー●●二条店	京都市中京区.....	915.0	○	
フードストア▲▲三条店	京都市中京区.....	540.0	○	
フードストア▲▲四条店	京都市下京区.....	736.5	○	
コンビニエンスショップ ◆◆五条店	京都市下京区.....	435.0		
	合計	3,456.7		

- 4月1日現在の京都市内のチェーン店について、記入してください。
- 延床面積は、バックヤード(倉庫、事務室、調理室、通路、階段ほか)も含まれます。
- 市内の全店舗について、名称と所在地に加え、延床面積を記入してください。(様式は任意です。既存資料の添付に代えていただいても結構です。)